

※本資料は、こども家庭庁が自治体こども計画の策定を支援するために策定中の
「自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）」から抜粋したものです。
現在、令和6年4月26日までの日程でパブリック・コメントが実施中です。

自治体こども計画策定のためのガイドライン （案）

令和X年X月

こども家庭庁 XXX

XXX

はじめに

～こども家庭庁設立についての検討経緯とこども基本法について～

令和 5 年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立され、同日に『こども基本法』が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

令和 3 年

- 9 月 16 日 こどもの視点に立って、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 11 月 29 日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- 12 月 2 日 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（原案）」とりまとめ
- 12 月 21 日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定
内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和 4 年

- 2 月 25 日 両法案閣議決定・国会提出
- 4 月 4 日 「こども基本法案」国会提出
- 6 月 15 日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立

令和 5 年

- 4 月 1 日 こども家庭庁設置、「こども基本法」施行

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

- 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

また、同法第 5 条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第 10 条では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。さらに第 11 条では、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとしております。

こども等の意見を聴取することは、こども大綱においても、①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できるとともに、②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資するという意義を示しています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。そのためにも、おとなの経験や考えを一方的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要となります。

I 自治体こども計画策定の目的と計画に含める内容

第1章 自治体こども計画の概要と目的

1-1 自治体こども計画の概要

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

都道府県こども計画および市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画および市町村計画と一体のものとして作成することができます。

- **子ども・若者育成支援推進法**第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律**第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
（例）
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

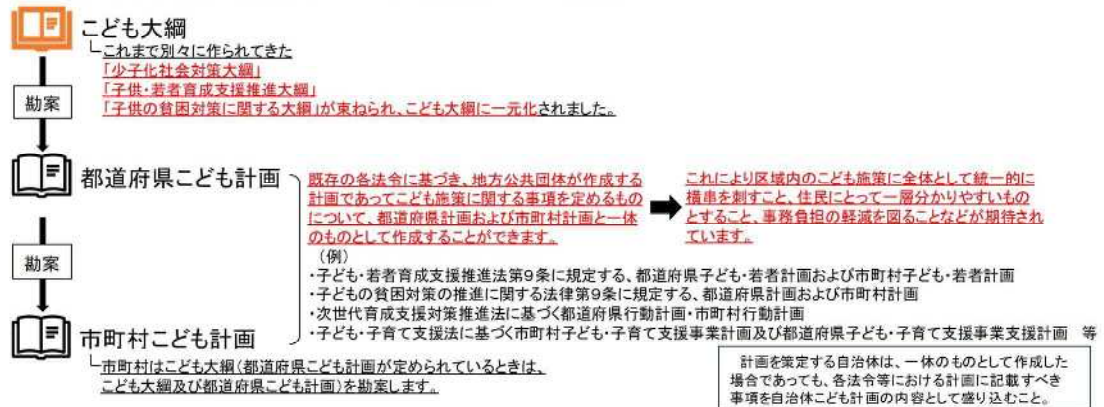
このような既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。他方、地域の実情に応じて**個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画をこども計画と位置付ける**ことも可能です。

また、都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、

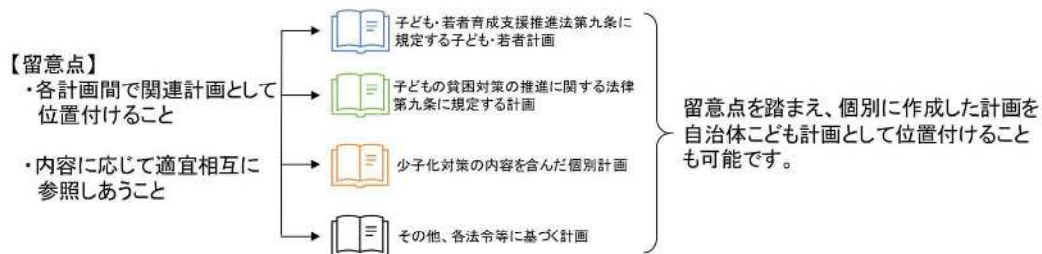
- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むことが求められています。

●子ども基本法第10条に基づく自治体子ども計画



●既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体子ども計画として位置づけが可能な場合



自治体子ども計画の策定にあたっては、子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえた実効性のある計画とするために、**計画の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる**ことが必要です。これにより、子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす機会となり自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地方公共団体の推進体制等において「子ども基本法において、都道府県は、国の子ども大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。こどもの居場所づくりに関しても都道府県や市町村の子ども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。」とされています。地方自治体としても国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等の内容について理解するとともに、自治体子ども計画に方針や施策を位置づけ、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

また、同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においても、地方公共団体は、子ども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

1-2 自治体こども計画の目的

自治体こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成するものです。地域が抱える課題やそのほかこども施策を取り巻く状況はさまざまであるため、状況に応じた目的設定をすることが期待されます。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

★こどもまんなか社会★

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

このような、**全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくこと**が、自治体こども計画の目的と考えられます。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - 心身ともに健やかに成長することができます。
 - 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、

災害・事故 などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。

- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
 - 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
 - それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
 - 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

第2章 ガイドラインの概要

2-1 ガイドラインの目的

こども基本法第10条では、“都道府県は、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする”、第10条の2では“市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする”とされています。さらに同法では、“都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる”とされたところです。このような中、一部の自治体では、こども基本法の成立・施行に先駆けて、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令に基づいて一体的に策定した事例や、計画の策定にあたって自治体独自の取組みが行われている事例が見受けられます。

本ガイドラインは、これらの先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体が、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成したものです。

2-2 ガイドラインの基本姿勢

本ガイドラインの作成にあたり、先行して取組みが行われていた自治体の事例調査を行いました。調査対象としたのは府県、政令市、その他の市であり、各自治体の規模や取り巻く環境はさまざまです。なお、こども基本計画は地域特性に応じて策定すべきものですから、策定までのアプローチは各自治体で異なったものとなっています。そういった意味では、これからこども計画を策定しようとする自治体も同様に、計画を取り巻く状況はそれぞれ異なるものと想定されることから、このガイドラインで示す事例が必ずしもそのまま導入できるものとは限りません。しかしながら、“計画の策定をどのように進めていけば良いか分からない”、“どのような進め方があるのかを知りたい”といった場合に、本ガイドラインで取り上げた事例をヒントにいただき、それぞれの地域課題の解決をめざすとともに、重点的な政策課題の設定、諸施策の推進体制や関係機関の連携などについて、それぞれの地域特性を踏まえたこども計画の策定を進めていただきたいと考えています。

第3章 こども大綱に書かれている内容

自治体こども計画は、こども大綱を勘案して策定します。ここではこども大綱に示される「こども施策に関する重要事項」と「こども施策に関する基本的な方針」、「3つの重要事項」について記載します。

3-1 こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達 の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、

学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3-2 こども施策に関する重要事項「ライフステージを通した重要事項」に書かれている内容

こども・若者に対する支援が、**特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要**です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、**すべてのライフステージに共通する事項**として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こども・若者が権利の主体**であることの**社会全体での共有等**
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- 多様な**遊び**や**体験**、**活躍**できる機会づくり
 - 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - こどもまんなかまちづくり
 - こども・若者が活躍できる機会づくり
 - こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供
 - プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
 - 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- こどもの**貧困対策**
(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- **障害児支援・医療的ケア児**等への支援
(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- **児童虐待防止対策**と**社会的養護の推進**及び**ヤングケアラーへの支援**
 - 児童虐待防止対策等の更なる強化
 - 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の**自殺対策**、**犯罪**などから**こども・若者を守る**取組
 - こども・若者の自殺対策
 - こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
 - 非行防止と自立支援

3-3 こども施策に関する重要事項「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

こども大綱では、ライフステージ別の重要事項として以下の施策に取り組むこととされています。

- **こどもの誕生前から幼児期まで**
 - 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- **学童期・思春期**
 - こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の 再生等
 - こども・若者の視点に立った居場所づくり
 - 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - いじめ防止
 - 不登校のこどもへの支援
 - こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
 - 体罰や不適切な指導の防止
 - 高校中退の予防、高校中退後の支援

- **青年期**
 - 高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3-4 こども施策に関する重要事項「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、**健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが**、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

こども大綱では、子育て当事者への支援として以下の施策に取り組むこととされています。

- 子育てや教育に関する**経済的負担の軽減**
 - 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
 - 特に高等教育について、さらなる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）
 - 基礎的な経済支援としての児童手当の位置づけの明確化、拡充
 - 医療費等の負担軽減
- **地域子育て支援、家庭教育支援**
 - オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供
 - 体罰によらない子育てに関する啓発
 - 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター
 - 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- **共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大**
 - 育児休業制度の強化
 - 長時間労働の是正や働き方改革の促進
 - 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施
 - 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- **ひとり親家庭への支援**
 - 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
 - こどもに届く生活・学習支援の推進
 - プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
 - 安全・安心な親子の交流の推進
 - 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3-5 こども施策を推進するために必要な事項「こども・若者の社会参画・意見反映」に書かれている内容

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達に応じて意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義があります。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要です。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

3-6 こども施策を推進するために必要な事項「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」に書かれている内容

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

以上のようなこども大綱に示される内容を勘案して各自治体の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合った自治体こども計画を策定することが重要です。